人権尊重に関するグループポリシー

人権尊重は、日本製罐グループの全ての活動の根底となるものです。本ポリシーは、日本製罐グループの人権尊重や人権保護への基本的な考え方と取り組みについて示したものであり、日本製罐グループの各種方針や手続きに反映し、遵守していきます。日本製罐グループは、多様な人々が互いの個性と人権を尊重し、誰もが生き生きとして暮らせることが何よりも大切と考え、活動していきます。

(1)基本的な考え方

日本製罐グループは、自らの事業活動および事業のバリューチェーン全体における事業活動を行うすべての国・地域においてステークホルダーの皆さまの人権を尊重するとともに、全ての人々の基本的人権について規定した国連「国際人権章典」(「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」および「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」)や、労働における基本的権利を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、「賃金や労働時間など労働者の人権に関する条約」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」および「子どもの権利とビジネスの原則」等に基づき、その取り組みを推進していきます。

本ポリシーを遵守し、透明で公明正大な事業活動を行うことにより、社会とともに発展し、人々の暮らしの向上に繋げていきたいと考えます。そして、人々が互いの個性と人権を尊重し、誰もが生き生きとして暮らせる社会の形成に貢献できるよう努めてまいります。

事業のバリューチェーンにおいて人権侵害が認められる場合には、ビジネスパートナーの皆さまと協働でその低減・解消に努めます。

(2)人権尊重の実践(適用法令の遵守及び国際的な人権規約の尊重)

- 労働関係法令を遵守します。また、事故や災害の発生を予防し、安全で衛生的な職場環境 を作ること等により、従業員の心身の健康が保たれるよう努めます。
- 人身取引・強制労働・奴隷労働・児童労働を一切認めません。
- 人種・民族・出生・国籍・宗教・性別・性的指向・障害・思想などを理由とした差別とハラスメント行為を含む、あらゆる非人道的な扱いを認めません。
- 個人情報の保護に関する法令を遵守し、必要な管理を適切に行います。
- 製品の品質と安全性の確保を通じ、ステークホルダーの皆さまの安全と健康を守ります。
- 地域の文化を理解し、安全や健康を含む地域社会の皆さまの人権を尊重します。

(3)人権デュー・ディリジェンス

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、人権デュー・ディリジェンスを実施 します。人権リスクを評価し、特定した人権への負の影響を防止・軽減する取り組みを行い ます。

人権侵害を日本製罐グループが引き起こし、または助長したことが明らかになった場合には、適切な手段による是正・救済に取り組みます。また、日本製罐グループのビジネスパートナー等がサプライチェーンにおいて人権に対する負の影響へと繋がっている場合には、当該関係者に対して、その低減・解消を働きかけることに努めます。

(4) ステークホルダーとの対話・協議

事業活動における人権に及ぼす影響について、人権への影響を受ける、あるいは受ける可能性がある人々の視点から、人権課題に対応することの重要性を理解し、人権課題を改善・解決するため、関係するステークホルダーの皆さまと対話と協議を行います。

(5)通報・相談窓口

自社ならびにお取引先の従業員が人権に関する懸念事項について通報できるシステムを設け、その実効性向上に努めます。通報においては、秘密保持と個人情報保護を行う一方、通報を理由とする通報者の不利益な取り扱いは行いません。

(6)情報公開

人権尊重に関する取り組みの推進状況について、当社のウェブサイトなどを通じて定期的 に開示します。

(7)教育

日本製罐グループの全ての役員・社員(非正規社員も含む)に対して、本ポリシーの実効性 を担保するために適切な教育を実施していきます。

(8) 適用範囲

本ポリシーは、日本製罐グループ全ての役員と従業員に適用します。また、日本製罐グループの事業活動に関連する全てのビジネスパートナーに対しても、本ポリシーの理解・協力を期待します。